

令和7年度あきる野市社会福祉法人指導監査結果

令和7年度にあきる野市が所轄庁となる社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施法人

No	法人名	主に経営する事業等	実施日
1	社会福祉法人 秋川あすなろ会		令和7年 9月 3日
2	社会福祉法人 福信会		令和7年10月 8日
3	社会福祉法人 富士の会	軽費老人ホームあきる野ケアハウス	令和8年 1月14日
4	社会福祉法人 秋溪舎	増戸保育園	令和8年 1月21日

2 主な文書指摘及び口頭指摘の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	5	3
会計経理	4	6
合計	9	9

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
会計処理 (財務諸表等)	・貸借対照表等を適切に作成すること ・資金収支計算書に当年度の予算額を記載すること ・貸借対照表の流動負債を適正に計上すること ・月次試算表を作成すること	4	・法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42 ・指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)-1 ・留意事項1の(1)、(2)、(4)
会計処理 (契約)	・契約に関する基準を遵守すること ・契約書の保存及び契約内容の明示を適正に行うこと ・随意契約の際は、見積りを適切に徴収すること	3	・指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)-1、Ⅲ-4-(4)-3、Ⅲ-4-(4)-4、 ・留意事項1の(1)、(2)、(4) ・入札通知1-(4)
法人運営に関する こと	・理事会の決議省略をした際は、議事録を作成すること ・監事及び評議員の選任手続を適正に行うこと ・評議員会の日時及び場所等を理事会の決議により定めること ・理事会及び評議員会を開催した際は、議事録を作成すること	8	・法第45条の9、14、35 ・指導監査実施要綱Ⅰ-1-(1)-2、Ⅰ-3-(1)-1、Ⅰ-3-(2)-3、Ⅰ-5-(2)-1、Ⅰ-6-(1)-1、Ⅰ-8-(2)-1

※指摘事項は一部改善中を含みます。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「法」＝社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「指導監査実施要綱」＝社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号老発0427第1号(最終改正：令和4年3月14日))

「規則」＝社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

「留意事項」＝社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号等連名通知)

「入札通知」＝社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号等連名通知)